

観海流の伝播に関する一考察

— 京都府下学校への伝播から —

中 森 一 郎

はじめに

我が国の伝統文化の中には、茶道や華道などに見られる家元及び家元制度^①を持つものがある。

この家元及び家元制度が、これらの伝統文化を伝播継承させていく上で、非常に有効な形態・手段となってきたことは言を多く要しないであろう。

かつて、武術・武芸の世界において、多くの流派・家元が出現してきた。

しかし、現在においても伝承され、家元及び家元制度を継承しているものは僅かである。

日本泳法も武術として発展してきた泳法であるが、今日、

家元（一部師範と称す）及び家元制度を継承しつつ十二流派^②存続している。

しかし、日本泳法における家元及び家元制度では、茶道や華道の家元のように、それによって生計を立てるとか名取制度を持つ等といった特質はみられない。

この日本泳法流派に関する詳しい研究としては、石川芳雄^③・西山松之助^④・瀬尾謙一^⑤に依る著述を見ることができ。しかし、未だ、日本泳法流派の伝播・継承に関する具体的な研究が充分なざれているとは思われない。

とりわけ、日本泳法の伝播・継承過程において戦前における学校との関り（水泳の教材・課外の水泳等）が大切な役割りを果たしたと思われるのにもかかわらず、未だ、十分な研

究がなされていない。

今回の研究対象とした観海流^⑥においては、明治中期から昭和初期に亘って1道2府15県^⑦に及ぶ100校以上の学校関係者が学んでいる。

京都府下の学校が戦前において、観海流を学んだということを『観海流修業証書授与録』(以下『授与録』と略す)・『観海流洒水入学者名簿』(以下『入学者名簿』と略す)・『助教免状授与録』(以下『免状録』と略す)・『観海同友会々誌』(以下『会誌』と略す)・『京都府行政文書』(以下『行政文書』と略す)等に、その手掛りを見い出すことが出来た。

そして、調査を進めてきた結果、京都府(尋常)師範学校と府下中学校(旧制)が学校を母体として、観海流を学んだことが判明してきた。^⑧

本研究は、京都府下学校における観海流の伝播の実態・系譜・形態を明らかにすることから、観海流の伝播に関する一考察を試みようとするものである。

尚、ここで取りあげる日本泳法の伝播とは、人を介して流派の正しい泳法と流儀が伝えられる(伝書の伝授も含む)ことを意味するものである。

又、以下に取りあげた学校の名称は、便宜上、昭和20年当時に統一した。

一 京都府下学校における観海流の

伝播の実態究明の手掛り

京都府下学校への観海流の伝播の実態を究明していく上で、次の四項目に関する重要な手掛りを得た。

- (a) 入門⇨観海流本部道場^⑨に出かけて行って⇨観海流を学んだことが、『入学者名簿』に拠って確認できた。
 - (b) 修業証書授与⇨観海流の修業試験に合格し修業証書を授与(初段・中段・奥伝)したことが、『授与録』に拠って確認できた。表1参照(若干、他の資料より補足あり)。
 - (c) 免状授与⇨観海流修業に関する貢献から、助教・錬士・教士・範士・師範の各称号を得る者のあったことが『免状録』に拠って確認できた。表2参照。
 - (d) 泳法指導⇨観海流に関りのある指導者に依って水泳(泳法)指導が行なわれたことが、『行政文書』(「水泳囑託教師」及び「履歴書」)を中心に確認することができた。表3参照。
- 以下は、右四項目の京都府下各学校別による確認要略と調査上で採り得た手掛りである。
- (1) 京都師範学校(現京都教育大学、以下京師と称す)
 - (a) 入門者を『入学者名簿』から、明治27年1名(同校

表1. 京都府下学校の観海流修業証書授与者数

○加段 (五十町長渡り) ・中段 (三里半大渡り) ・奥伝 (五里長渡り)

学校名 年 (西暦)	京都府立学校		府立中学校		府立中学校		府立中学校					
	初段	中段	初段	中段	初段	中段	初段	中段				
明治28年(1905)	1※	1※	1※	(4)	(5)	(3)	13※	3※	1	(7)	(5)	1※
30	(20)	(11)※	1※	(13)	(7)	(7)	17	5	2	14	5	4
31	(25)	(11)※	3※	(18)	(9)	(7)	12	2	2	17	2	3
32	(21)	(15)	1※	(14)	(6)	(5)※	21	1	1	15	3	4
33	(57)	(15)	1※	(18)※	(11)※	(1)	9	3	3	19	4	5
34				(18)※	(11)※	(1)	9	3	3	19	4	5
35				(18)※	(11)※	(1)	9	3	3	19	4	5
36				(18)※	(11)※	(1)	9	3	3	19	4	5
37				(18)※	(11)※	(1)	9	3	3	19	4	5
38				(18)※	(11)※	(1)	9	3	3	19	4	5
39				(18)※	(11)※	(1)	9	3	3	19	4	5
40				(18)※	(11)※	(1)	9	3	3	19	4	5
41				(18)※	(11)※	(1)	9	3	3	19	4	5
42				(18)※	(11)※	(1)	9	3	3	19	4	5
43				(18)※	(11)※	(1)	9	3	3	19	4	5
44				(18)※	(11)※	(1)	9	3	3	19	4	5
明治48年(大正11)				(29)	(11)	10	12	6	2	22	7	4
大正				(29)	(11)	10	12	6	2	22	7	4
2				(29)	(11)	10	12	6	2	22	7	4
3				(29)	(11)	10	12	6	2	22	7	4
4				(29)	(11)	10	12	6	2	22	7	4
5				(29)	(11)	10	12	6	2	22	7	4
6				(29)	(11)	10	12	6	2	22	7	4
7				(29)	(11)	10	12	6	2	22	7	4
8				(29)	(11)	10	12	6	2	22	7	4
9				(29)	(11)	10	12	6	2	22	7	4
10				(29)	(11)	10	12	6	2	22	7	4
11				(29)	(11)	10	12	6	2	22	7	4
12				(29)	(11)	10	12	6	2	22	7	4
13				(29)	(11)	10	12	6	2	22	7	4
14				(29)	(11)	10	12	6	2	22	7	4
15				(29)	(11)	10	12	6	2	22	7	4
16				(29)	(11)	10	12	6	2	22	7	4
17				(29)	(11)	10	12	6	2	22	7	4
18				(29)	(11)	10	12	6	2	22	7	4

但し、※は、『観海流修業証書授与結果』中の学校名欄等から調査の結果、判明した数値。

表2. 『助教免状授与録』に拠る京都府下学校の免状授与者数

年(西暦)	免状	京都府立第一中学校				京都府立第三中学校	
		助教	錬士	師範	名誉師範	助教	錬士
明治32年(1899)	44	{ 3 } { 3 }					
昭和9年(1934)	10 11 12 13 14 15 (1940)	10 7 6 1 6 5 5	5	1		8 6 3 5 4 7 7	3
昭和27年(1952)	29			1 5	1		

但し、() は、他の資料の調査に依って判明した数値。

教員直井潔)・明治29年63名(内教員5名)を確認することができた。

入門に関して『会誌』に「京都府師範学校の水泳(略)明治二十八年の夏期職員直井潔氏をして、附属小学校生徒中有志十数名を引率し、当地に來りて当流の門に入りて游泳術を修習せしむ」(第1号・P156)とあり、『入学者名簿』の明治28年8月6日付入門者にそれらしき10名の記載が見い出せた。

しかし、確認調査を行った結果、1名が京師附属小学校高等科在學生・2名が京師附属小学校尋常科卒業京都尋常中学校(後の京都府立第一中学校)在學生であること以外の確認はできなかった。

(b) 修業証書授与者は表1に示した通りであるが、明治28年～同33年・同35年・大正3年～同5年にあったことが確認できた。

この授与者中、明治28年の初段1名・明治29年中段1名・明治30年奥伝1名は、京師教員直井潔が授与したもので、他は京師生徒が授与したものである。

(c) 免状授与に関する資料見当らず。

(d) 泳法指導において観海流に関する指導者を表3に示したが、明治31年～大正6年(除く明治34年・同35年・同42年

・同44年・大正2年)に亘って7名を確認することができた。

(2) 京都府立第一中学校(現府立洛北高等学校、以下京一中と称す)

(a) 入門者を『入学者名簿』から、明治28年2名・明治29年10名、確認することができた。

この明治28年の2名は、前述の京師附属小学校尋常科卒業生で京一中在學生と判明した者である。

このことについて、京一中教員で明治30年より引率監督として参加した谷岡安三郎の記述に「当時(明治28年)、師範附属小学校出身の一中生十数名、清水京師校長(元津中学校長の勧めにより津に赴き(略)水泳を練習せり。)(括弧筆者)とある。

この京一中生は、京一中という立場でなく京師附属小学校卒業生の立場に立った参加であったと考えられる。

(b) 修業証書授与者は、表1の通りで、明治29年～昭和18年(除く明治39年・同44年・昭和16年)に亘って確認できた。

明治44年は『授与録』に記載が見られなかったが、同校『学友会誌』第20号(明治45年3月発行)の「四十四年度夏伊勢津浜泗水日誌」(PP105～109)の中で、人数不明ながら修業試験を行ない合格者があり、証書と目録の授与がなされたとあった。

(c) 免状授与者は、表2に示した通りで明治32年・明治44年・昭和9年～同15年・同27年・同29年に確認できた。

(明治は『学友会誌』^⑩、他は『免状録』に拠った)

この中で、戦後の師範免許授与者として湯川秀樹・桑原武夫の両学識者の名前が見られた。

(d) 泳法指導における観海流に関する指導者を表3に示したが、明治29年～昭和18年(除く明治34年～同36年・同39年・昭和5年・同16年)の間に8名あったことをほぼ確認できた。尚、表3で示した『行政文書』に拠らない指導者は、同校『学友会誌』及び同校観海流有志機関誌『わたつみ』^⑪に拠って確認した。

(3) 京都府立第二中学校(昭和23年廃校、以下京二中と称す) 入門に関する資料見当らず。

(b) 修業証書授与者は『授与録』から表1に示した通り、明治33年～大正4年(除く明治37年・同41年・同44年)・大正10年～同12年に確認することができた。

しかし、大正10年～同12年の授与者柴田治(現阪口姓、大正14年3月卒)は、本人の証言から私的に授与したもので学校を母体とするものでないことが確認できた。

同校『学友会誌』第20号(大正6年7月発行)の大正5年の『泗水日誌』に「(略)例年の本部(観海流本部)からの免状

取り寄せは有志のもののみにとどめて学校から免状を授けることになった。」(括弧・傍点筆者、p 135)とあり実質的な修業証書授与は、大正4年までであったと考える。

(c) 免状授与に関する資料見当らず。

(d) 泳法指導における観海流に関する指導者を表3に示したが、明治33年～大正8年(除く明治34年・同35年・同37年)に5名確認できた。

但し、明治33年種村秀橋は『会誌』(第4号、pp95～99)に拠って確認した。

(4) 京都府立第三中学校(現府立山城高等学校、以下京三中と称す)

(a) 入門に関する資料見当らず。

(b) 修業証書授与者は『授与録』から表1に示した通り、明治41年～昭和18年(除く明治44年・同45年・昭和16年・同17年)に確認できた。

尚、昭和18年奥伝1名の授与者関目秀弘(昭和19年3月卒)は、「昭和15年8月15日に中段(三里半)試験で奥伝(五里)まで泳ぎ合格、奥伝の証書と目録だけ後年(昭和18年)に本部より送付された。」と証言している。

(c) 免状授与は、『免状録』から表2に示した通り、昭和9年～同15年に確認できた。

(d) 泳法指導における観海流に関する指導者は表3に示した通り、『行政文書』に拠って明治41年～大正9年まで4名確認できた。

しかし、大正10年以後の資料見当らず。

(5) 京都府立宮津中学校(現府立宮津高等学校、以下宮中と称す)

(a)(b)(c)に関する資料見当らず。

(d) 泳法指導における観海流に関する指導者は、表3に示した通り、『行政文書』に拠って、明治39年・明治41年の2名確認できた。

明治38年の1名服部保については、宮中『本校施設要項』(明治41年10月発行三訂版)に「第九章其他一般に関する施設(略)(2)運動及び鍛練(略)水泳教師としては例年伊勢観海流の名手を聘し、本校教員之に助力し其成績顕著なるものあり、明治三十八年は十町以上二里未満の遠泳者百〇二名に達し(略)」(pp70～71)とあり、さらに『京都府立宮津中学校創立三十周年記念沿革誌』(昭和8年5月発行)の明治38年の記事に「七月十六日水泳開場式(略)本年に至って島崎海岸に新に水泳場を選定し、七月十六日水泳場の開場式を挙行し、又本年から水泳の教師を招いて、正式に水泳を練習することになったのである。この日は午前中に校長並びに

水泳教師服部氏(舞鶴小学校)の水泳に関する談話があつて(以下略)〔P15・傍点筆者〕とあり、調査の結果、当時明倫尋常小学校教員であつた服部保と大凡推定できた。

(6) 京都府立福知山中学校(現府立福知山高等学校・以下福中と称す)

(a)(b)(c)に関する資料見当らず。

(d) 泳法指導における観海流に関する指導者は表3に示した通り、『行政文書』に拠つて、大正6年・同8年・同9年の2名確認できた。

この大正9年の指導者村山信一自身の証言から昭和5年までの指導が大凡確認できた。

また、表3に示した昭和7年・同11年の菊池和雄については、福中宮中合同新聞『両丹中学文集』第50号(昭和9年7月発行)の福中記事に「学友会各部 水泳部 七月十九日より土師川に於て例年の如く一年全員二年以上有志の水泳練習を行ふ。指導者は一年各担任、樋口教諭、菊池教諭、(略)練習日程(略)観海流、神伝流指導」(第3面)とあり、指導担当者の菊池及び樋口の両教員を調査した結果、菊池和雄が昭和4年三重高等農林学校生徒時代に観海流初段を授与していることが『授与録』から確認できた。

二 京都府下学校における観海流の伝播に関する経過

(1) 京師の場合

明治27年1月京師第五代校長として就任した清水誠吾は、三重師範学校訓導(明治9年7月・同10年11月)・三重県津中学校講師(後教諭、明治15年11月・同21年8月)・三重県尋常中学校校長(明治22年4月・同26年6月)に任用されているが、この間に観海流とも深く接し、奥伝の授与(明治26年8月)を受けた人物であつた。

この清水誠吾校長から観海流のことを聞き及んだのか或いは勧められたのか、京師附属小学校訓導直井潔は、明治27年8月に観海流に入門している。(1)(1)(a)参照)

明治28年には、直井潔の引率に依つて京師附属小学校有志児童及び卒業生が観海流本部道場に入門した。(1)(1)(a)参照)

この翌29年、『行政文書』・『授与録』等が示すように、京師の観海流本部道場での水泳練習が開始され、観海流に関する泳法指導が大正6年まで行なわれた。

但し、『行政文書』に依ると明治44年秋吉基治(踏海流^②・明治45年・大正2年小檜山久作(水府流太田派)が水泳囁託

教師として泳法指導にあたったが、この間において観海流の泳法指導がなされたとしても伝播には及ばないものであったと考える。

京師の水泳練習は、『行政文書』に拠ると、『修学旅行』の名称のもとに水泳練習を主たる目的として行ったようであった。

実施期間は、大凡7月下旬～8月上旬の約2週間であった。

参加者は、当初男子生徒全員、水泳練習と博物(海産動物)採集の内容となった明治36年頃^②から1～2年男子生徒全員となった。

練習場所は、明治29年～同43年三重県津市観海流本部道場・明治44年～大正2年京都府加佐郡由良海岸・大正3年～同6年(至大正12年)福井県大飯郡高浜海岸で行なわれた。前出、福中水泳囑託教師となった京師卒業(大正7年3月)・観海流奥伝授与(大正4年8月)の村山信一の証言に依ると、水泳練習所が観海流本部道場を離れてからの奥伝授与(大正3～同5年)は、当時の指導者加藤千造によって観海流本部に申請されて授与(郵送)したとのこと、又、奥伝授与生徒による助手があったとのことである。

大正6年京師の観海流の泳法指導は途絶えたが、『行政

文書』に拠ると大正7年～同8年の水泳囑託教師に三輪春雄(小池流)とあり、履歴書には大正5年に極東競技大会水上競技予選会出場であった。

このことから考えて、大正6年5月東京芝浦における第3回極東選手権大会の開催は、京師の教員養成という性格上、時勢に対応する意味で、^③競技経験を持つ三輪を採用するに至ったと推察する。

京師における観海流の伝播を受けた者の中から、京師水泳囑託教員となった伊藤民蔵・福中の吉良貞雄・同じく村山信一があったが、京師卒業後教員となり観海流の伝播・普及に貢献した者が他にも多くあった可能性は大である。^④

(2) 京一中の場合

京一中生徒が観海流本部道場に入門したことは前述(1)(2)(a)したが、明治28年に京師附属小学校卒業生として京一中在學生が入門したことに誘発されたのか或いは、それが心身の鍛練に効果大であったと聞き及んだ校長(本庄太郎)の判断のいずれかに依って明治29年に同校有志生徒を募集し入門させたことに始まり、翌30年より学校の正式行事として行なわれた。

そして、この京一中の観海流本部道場での水泳練習は、昭和16年の戦事下による中止を除いて、昭和18年まで続け

られた。

『行政文書』に拠ると、京一中では観海流本部道場での水泳練習に対して、明治30年～同36年「水泳練習」。同37年～同41年「洒水術練習」。同42年～大正5年「修学旅行」と称していた。

その後、『学友会誌』では、「伊勢津の海水浴」(第30号・P 65)・「津浜游泳練習」(第45号・P 60)・「観海流同好会」(第48号・P 245)・「臨海学校」(第56号・P 6)等の名称があり、『同窓会誌』では「津游泳団」(第50号・P 43)・「海浜学校」(第57号・P 62)等の名称が見られた。

実施期間は、毎年7月下旬より約3週間(最大4週間)であった。^②

参加者は、有志による者で、その人数は、最大170名に達している。^③

この参加者に加えて、奥伝授与後も参加し助教免状を授与する者がいたことは、表2に示した通りであり、中には錬士・師範の称号を得る者まであった。

戦前における京一中の師範免状授与者佐藤好一(大正4年卒)は、表3に示したが昭和13年より京一中の観海流の泳法指導を行なっている。

また、京一中の観海流奥伝授与者において、若山茂雄

の(明治32年卒)のように、観海流本部より他府県学校への派遣教師として赴いた者もあった。^④

京一中では、大正15年に「津水泳三十周年記念祝賀会」と称して記念事業を行ない、昭和11年には「京一中観海流洒水団四十周年記念事業」を行なっている。

この観海流本部道場への水泳練習の参加において積極的な姿勢を示す事柄として、昭和9年同校助教免状を得た在校生及び卒業生によって「わたつみ会」を結成。昭和11年より会誌『わたつみ』を刊行、昭和14年より学友会の一同好会として「観海流洒水同好会」が発足。昭和14年より会誌『海の子』^⑤を刊行する等が見られた。

さらに、京一中では、昭和13年8月より「全日本古式泳法大会」等に観海流の泳者として参加する者も出て来ている。^⑥

この京一中の観海流との関りは、戦後においても見ることができた。

昭和41年7月「京一中観海流同好会七十周年記念行事」開催、昭和58年7月観海流本部道場の水泳練習に参加した者の同窓会として「京一中観海流同好会」を結成、昭和61年6月「京一中観海流洒水団九十周年記念祝典」を開催している。

(3) 京二中の場合

京二中は、明治33年4月京一中より分れて開設された中学校であり、初代校長は京一中教諭であった中山再次郎が就任した。

『会誌』の「本道場泗水概況」(第2号・p.80)に「廿六日(明治33年7月)京都府第一及第二中学校生徒凡七十余名は谷岡久富其他教諭諸氏と共又来津(略)」(括弧筆者)とあり、観海流本部の水泳練習に京二中が京一中に同行する形式で参加したことに始まった。

その後の京二中と観海流本部との関りは、前述(1)(3)(b)で示したように、修業証書授与の件と大正5年に他流の長所を採り入れた京二中流を創出しようとしたことなどから大正4年までであったと考える。

水泳練習への参加者は、明治42年に「泗水部」が創設される迄、学校が有志生徒を募っていた。

『行政文書』に依ると、明治33年～大正4年の間「修学旅行」の名称となっており、期間は7月下旬から約3週間、参加者は毎年大凡30～40名、練習場所は明治33年～同43年観海流本部道場・明治44年以後福井県遠敷郡小浜町とあった。

水泳練習場所の変更は、泗水部の創設と関わっている可

能性があると考えられる。

(4) 京三中の場合

京三中は、明治41年4月京一中分校が独立して創設され、校長には京一中教諭中野省吾が就任している。

同校『創立二十五周年記念誌』(樋口功編・昭和8年12月発行)に拠ると「泗水会(略)明治四十一年七月二十五日我が双ヶ丘健児十八名と一中生五十余名は、宿舎たる津市寒松院に向け出発したり。」(p.129)とあり、明治41年より観海流本部道場での水泳練習に京一中に同行する形式で開始された。

その後は、『授与録』・『免状録』に京三中の明記が見られた昭和15年まで観海流の泳法指導が続けられた。

しかし、『行政文書』・『授与録』・『創立二十五周年記念誌』以外に必要な資料の調査が進められず、期間・指導者・参加生徒数等不明な点が多い。

『行政文書』に拠ると明治41年～大正2年「生徒修学旅行」・大正5年～同6年「生徒泗水旅行」と称している。

この名称のもとに、水泳練習のみを目的としていたのが、昭和9年に同校に赴任した教員の証言から、昭和9年同校プール完成後は水泳練習に夏期休暇中の学力補充の目的が加えられたとのことである。

しかし、表2に示したように京三中から助教と錬士の免許授与者が出るなど積極的な参加があったと考ええる。

(5) 宮中の場合

前述(1(5))のように宮中では、明治38年に水泳場開場に伴って観海流に関する水泳教師を招聘し、明治41年迄、観海流の泳法指導と距離に依る泳力試験がなされた。

しかし、観海流修業証書を観海流本部より授与すると言う伝播の形態は見られなかった。

(6) 福中の場合

福中で観海流に関わる水泳指導がなされたのは、前述(1(6)(d))の大正6年吉良貞雄からである。

『行政文書』に拠ると福中では水泳指導が既にあったようであるが、前年の大正5年は同志社大学第四期在學生で大日本武徳会游泳術講習所(現京都踏水会・小堀流)二段西沢弥太郎が指導を行っている。

この西沢から吉良への変更は、西沢が大学の在学において何らかの不都合が生じた可能性と、吉良が近隣の惇明尋常小学校教員であったことよって任用されたと推察することができると推察する。

吉良は、京師卒業生(明治35年卒)であり、吉良に変わって指導を行った村山信一も京師卒業生であったが、変更は

吉良の都合に依ることに加えて両者が顔見知りであった可能性が考えられる。

吉良も村山も、京師在学中に観海流を学び、五里長渡試験(奥伝)に合格した者である。

村山は、当時、舞鶴明倫尋常高等小学校教員であり、本人の証言で在職の昭和5年まで福中で指導したことは前述(1(6)(d))の通りであるが、『京都府福知山中学校一覽』(藤枝哲編・昭和6年9月発行)に「一、水泳練習・昭和五年度より久しく中絶せし水泳練習を復興し、昨年七月下旬一週間土師川出合にて(略)」(p.130)とあり、この真相は、未だ不明である。

福中に昭和7年に任用された菊池和雄については前述(1(6)(d))の通り、観海流を学んだ者であり、福中において昭和7年より昭和12年3月に母校三重高等農林学校に転任するまでの間、水泳指導を行なったと推察する。

福中においては、近隣の川で、夏期の授業として水泳指導が実施された。

この福中における観海流の泳法指導では、観海流の修業証書を観海流本部より授与するという伝播の形態は見られなかった。

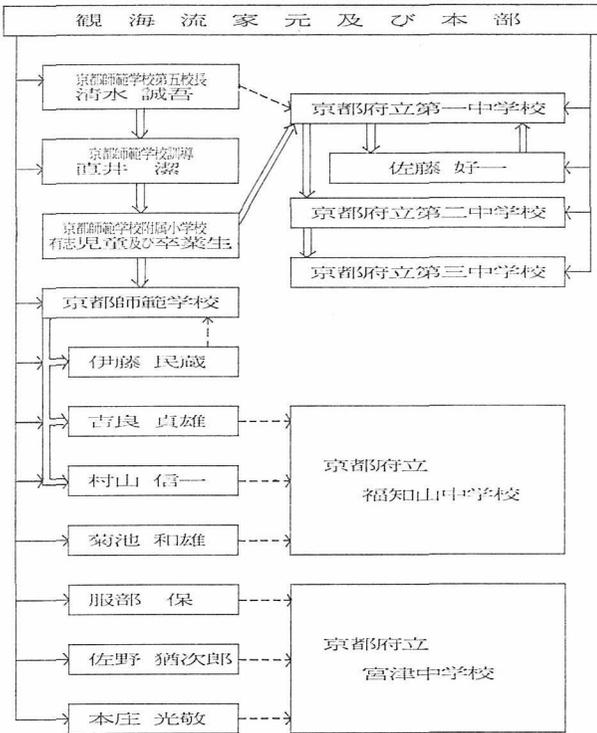


図1. 京都府下学校への観海流の伝播に関する系譜

また、京師・京一中・京二中・京三中の学校を母体とした観海流による水泳練習が、福中・宮中への波及を誘発した可能性が考えられる。

図2は、京都府下学校への観海流の伝播に関して見られた伝わり方(形態)を示したものである。

伝播を捉える上で、伝わった経路・伝わり方を明らかにすることは重要である。

三 京都府下学校への観海流の伝播に関する系譜及び形態

次の図1は、京都府下学校への観海流の伝わった経路(系譜)を図式化したものである。

この図1において、↓は観海流の家元又は本部を通じて観海流の伝播がなされたことを示し、⇓は人を介して或いは学校を母体として観海流が伝わることに直接関わった経路を示し、↕は照会によって或いは観海流の本部(家元)を経由せずに観海流が伝わった可能性がある経路を示している。

この図式から、清水誠吾が先駆者的役割を果し、直井潔が波及第1号となり、京師附属小学校有志児童(含卒業生)が京師への予備的段階を果し、それに依って京師と京一中へと伝わり、さらに京一中↓京二中↓京三中へと伝わったことが明瞭である。

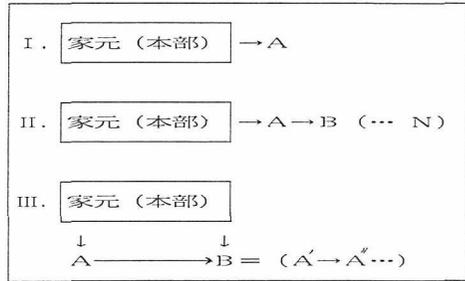


図2. 京都府下学校に見られた
観海流の伝播に関する形態

形態Ⅰの場合、観海

流家元又は本部に学んだAが家元(本部)より

伝授(伝書||目録・修業証書)を受けることに

止まる。京一中・京二中・京三中の多くの人は、これに該当する。

形態Ⅱの場合、観海

流家元(本部)より伝授をAが受け、Aは伝授

を受けたことをBへ、さらにBはCへと伝える

ていくが家元(本部)からの伝授を受けない。福中・宮中及び京師卒業教員に依る指導もこれに該当する。

形態Ⅲの場合、観海流の伝授をAが受け、AがBに、Bはそれによって家元(本部)より伝授を受ける。そしてBは

Aと同じ立場のA'に、更にA'によるA''が生じてくる。京一中の佐藤好一等に依る場合がこれに該当する。

以上3つの形態から観海流の伝播とは、観海流の家元及び伝受者のもとに泳法を学び、家元(本部)より伝授(伝書

||目録・修業証書)を受けることに依って完了する。

つまり、そこに至るまでの過程の段階では、模倣段階或いは普及の一形態と考えたい。

従って形態Ⅰ・Ⅲは伝播であって、Ⅱは普及と考える。

四 京都府下学校が観海流の伝播・普及に 果たした役割

観海流の本部道場で水泳練習を行ない同流の伝播を受けるといふ観海流との関りが見られた京師・京一中・京二中・京三中は、同流の伝播の促進・拡大に結びつくものであったと考える。

また、これらの同流の伝播を受けた者によって伝播に至らせる為の泳法指導やその一方における示し伝える(示範・教示↓真似る)という普及行為もあったことが、可能性も含めて考察できた。

宮中と福中の場合は、右の普及活動として捉えられた。

京一中・京三中に関して昭和9年4月、観海流初代家元山田省助胸像建立依頼書に記載の発起人に観海流関係者30名・京一中教職員23名・同校卒業生25名・京三中教職員4名・同校卒業生1名の列記がある。

これから京一中・京三中が本部道場の修業者が減じた昭

和期にあって道場の運営推進の先導的役割りを果たしたことが推測できる。

また、京一中の組織的で泳法の自己研鑽及び指導に積極的であった活動は、観海流本部よりの派遣教師として他府県学校への指導に赴く者を輩出し、観海流本部道場での指導を行ない師範の称号を得た佐藤好一を出現させ、全日本古式泳法大会等に観海流の泳者として出場するほどの者が育ち、「観海流京都支部」^④との呼称を受けるに至った。

これらの京一中の活動を評して、「伊勢は津でもつ、津は一中(京一中)でもつ」^⑤(括弧筆者)とも言わ占るほどであった。

この京一中の活動は、観海流伝播の拠点である観海流本部道場の昭和期を支える重要な役割りを担うものであったと言えるであろう。

まとめ

京都府下学校に観海流が伝播されるに至ったのは、京師第五代校長清水誠吾の同流に対する熱意に依って開始されたのであったが、

④・明治中期以降「富国強兵」・「海国日本」の思潮が高まったこと

・明治中期以後の教育界において訓練論が重視されたこと^⑥

・明治25年7月「尋常師範学校の学科及其程度」の改定において、師範学校の心身鍛練を兼ねた夏期休暇中の修学旅行が奨励され、土地の状況によって水泳を練習させることが表示されたこと^⑦

・観海流においては、多彩な泳技よりも心身の鍛練に適した遠泳の重視・距離による容易な目標設定と評価・励みとなる評価としての証書の発行等が同流の特質であったこと、

以上の点も京都府下学校への観海流の伝播を促せる条件(作用)となったと考える。

京一中と京三中の観海流の伝播は、終戦近くまで見ることができた。

両校への観海流の伝播が長く見られたことは、両校とも直接観海流本部道場に出かけて行って水泳練習に参加するという形式を変えず、助教制を利用しての個人の長期参加が見られるなど、観海流本部(家元)との密接度が高かったことに依ると考察できた。

加えて、京一中において今日なおも観海流との関りを留保しているのは、組織化を計ったことの源動力に依るとこ

ろが大であると考ええる。

しかし、京師と京二中が大正期に観海流との関りを途絶えさせたのは、両校とも水泳練習場所を本部道場から移し、京師の場合には時勢に対応したこと、京二中の場合には同校独自の泳法を創り出そうとしたことが起因であったと考える。

観海流にとって京都府下学校との関りは、学校を母体として多人数に伝えることが可能であった点から、同流の伝播・普及が促進され、同時に本部道場の運営維持においても有効に作用したと考察できた。

当研究の今後の課題としては、京都府下学校を除いた、他府県下の学校への観海流の伝播がどのようなものであったのか、更に他流派ではどうであったのか等その実態究明に関する研究を進めて行きたいと思っている。

また、伝播に関する家元及び家元制度についても研究を進めてみたいと考えている。

尚、本研究の一部は、第34回・第36回・第38回日本体育学会並びに『京都体育学研究』第1巻に発表したものである。

註

① 家元と家元制度とは区分して考える。

② 神統流・小堀流・山内流・神伝流・岩倉流・小池流・能島流・観海流・水任流・向井流・水府流・水府流太田派。

③ 『日本水泳史』米山弘発行・昭和35年。

④ 『家元ものがたり』産業経済新聞社発行・昭和31年・PP 45-73。

⑤ 『日本泳法流派史話』翔雲会発行・昭和49年。

⑥ 観海流は、嘉永5年(1828)宮発太郎に依って津藩に伝えられる。泗水術と称し、「三つの見込み四つの拍子陰陽水さわりのこと」という平泳ぎの泳法を基本とする。遠泳を重視している。

⑦ 観海流第三代家元山田慶介の調査に拠る。

⑧ 現家元(第四代)山田謙夫蔵。初段5冊・中段2冊・奥伝2冊の綴りで明治3年以降現在に至る授与者記録。

⑨ 現家元蔵。第二号とあり、明治21年より明治29年の入門者記録。

⑩ 現家元蔵。「昭和9年7月起」と表書き有り。昭和9年より昭和45年までの授与者記録。

⑪ 明治31年9月観海流の修業証書授与者(初段以上)に依って結成された『観海同友会』発行の会誌。第1号明治32年10月・第2号明治34年3月・第3号明治35年8月・第4号明治36年10月に発行の4冊のみ。現家元蔵。

⑫ 京都府庁保存の文書(明治元年～昭和20年)で、現在京都府立総合資料館に移管して整理保管されているもの。調査文書及び引用した主な文書は、明治27年～大正9年の「尋常師

- 範学校一件・府立学校一件・師範学校一件・師範学校・尋常
 中学校一件・中学校一件・公立中学校」である。
- ⑬ 『授与録』に大正10年初段、大正11年中段を授与した「京都第一商業学校岡田英二」の名前があるが、現在調査中であり、本研究では除いて論ずる。
- ⑭ 三重県津市阿漕浦を拠点とするが、隆盛期には賢崎等にも道場を拡大した。
- ⑮ 他に、生徒学年等を記載した綴り有り。現家元蔵。
- ⑯ 「津浜泳団の初期」。会誌『わたつみ』第8号・昭和19年3月発行・P 11。
- ⑰ 洛北高等学校同窓会館「惇信館」所蔵の第6号（明治32年5月発行）～第56号（昭和15年12月発行）に拠った。
- ⑱ 同窓会館（惇信館）所蔵。京一中観海流助教免許授与者に依る「わたつみ会」発行。第4号（昭和14年11月発行）～第8号（昭和19年3月発行）に拠った。
- ⑲ 津市に別荘があつて京一中の練習に加つたとのこと。
- ⑳ 拙論「観海流の伝播に関する一考察——京都府（尋常）師範学校における場合——」・『京都体育学研究』第1巻・昭和61年2月発行・PP 4～14参照。
- ㉑ 秋吉基治創始。秋吉基治著『踏海流游泳術教科書』（上・下巻）・周文館発行・明治38年、参照。
- ㉒ 註⑳に同じ、P 8参照。
- ㉓ 大阪府立茨木中学校教諭杉本伝は、大正6年の第3回極東選手権大会を見学し、同中学では水泳競技を採用する傍らで
- ⑳ 古来の泳ぎを行なうことにした（杉本伝著『水泳競技』・創元社発行・大正14年・P 67）。これと類似したものと考える。
- ㉑ 津田三郎（明治33年卒）他有り。註⑳に同じ、P 10参照。
- ㉒ 校史編集委員会編『京一中洛北高校百年史』・昭和47年・P 51。
- ㉓ 註⑳に同じ。
- ㉔ 会誌『わたつみ』第6号・昭和16年10月発行・P 2他、参照。
- ㉕ 『行政文書』・『学友会誌』・『年報』に拠る。
- ㉖ 註⑳に同じ。
- ㉗ 『観海同友会会誌』第1号～第4号等に拠る。
- ㉘ 註⑳に同じ、P 554。
- ㉙ 註⑳に同じ。
- ㉚ 田中淳雄著「わたつみ会結成当時を回顧して」会誌『わたつみ』第5号・昭和15年9月発行・PP 12～13。
- ㉛ 註⑳に同じ。
- ㉜ 同窓会館（惇信館）所蔵は、第4号（昭和17年11月発行）のみ。
- ㉝ 藤岡正五著「全日本古式泳法大会記」会誌『わたつみ』第4号・PP 144～151他。
- ㉞ 京一中洛北高校同窓会誌『あかね』第4号・昭和41年10月発行・PP 40～41。
- ㉟ 昭和59年10月『京一中観海流同好会名簿』作成。
- ㊱ 「京一中観海流泗水団九十周年記念祝典のお知らせ」と案

内状有り。

- ④〇 『京二中創立八十周年記念誌』京二中同窓会発行・昭和54年・pp2〜3。
- ④1 『学友会誌』第20号・大正6年7月発行・P 135。
- ④2 註④〇に同じ、P 230。
- ④3 『京三中山城高校創立60周年記念号』双陵同窓会発行・昭和46年・P 11。
- ④4 戦前資料の閲覧が同窓会の都合で不可であった為。
- ④5 金山恵助。昭和9年3月〜同18年3月在職。
- ④6 別紙「観海流師範山田省助先生表徳記念会趣意書」添付有り。
- ④7 註④〇に同じ。
- ④8 『学友会誌』第56号・昭和15年12月発行・P 303。
- ④9 木下秀明著『日本体育史研究序説』・不昧堂出版発行・昭和46年・P 147。
- ⑤0 日本近代教育史事典編集委員会編『日本近代教育事典』・平凡社発行・昭和47年(第2刷)・P 404。
- ⑤1 井上一男著『学校体育制度史』(増補版)・大修館書店発行・昭和48年(第4刷)・P 64。
- ⑤2 註②〇参照。

(本学専任講師 体育学)